

補装具の支給制度について (特に下肢装具について)

横浜市総合リハビリテーションセンター
リハビリテーション科
横井 剛

下肢装具などの支給における制度

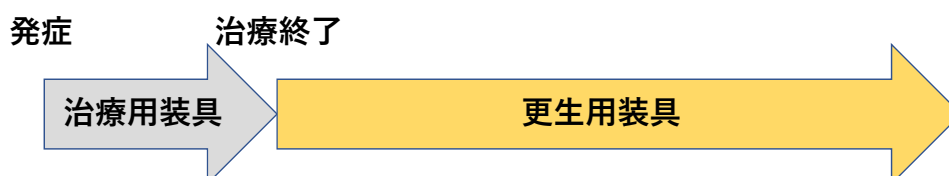
治療用装具と更生用装具の大きく2つに分かれ、役割が異なる

1 治療用装具

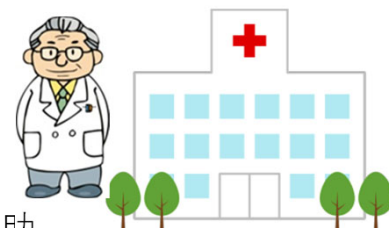
療養の過程において、その疾病の治療のため使用

2 更生用装具

日常生活や就労、もしくは就学のため長期にわたり継続して使用



治療用装具



①治療用装具

- ・医療保険、もしくは生活保護における医療扶助などにより支給
- ・保険医は診察をおこない治療に必要な装具の処方と適合チェックを実施
- ・保険医はその処方内容につき証明書を記入
- ・装具の費用は、医療保険の場合は全額立て替え払い。後日自己負担分を除いた金額の払い戻し。

治療用装具証明書

病名 脳出血、右片麻痺
右プラスチック製
短下肢装具

上記の通り証明いたします。

治療用装具

・最近の変更

健康保険による治療用装具の修理がR5年4月より可能となった。
ただし医師による証明書が必要な場合は受診が必要。



治療用装具証明書

病名 脳出血、右片麻痺
右プラスチック製
短下肢装具

上記の通り証明いたします。

更生用装具

②更生用装具

多くは障害者総合支援法に基づいて支給。

その場合更生用装具の支給に関して、法の対象になるのは
身体障害者の手帳の交付を受けた方のみ



補装具費支給の 判定について

「補装具費支給事務取扱指針」より作成

<p>更生相談所に来所 (巡回相談等含む) で判定 来所判定</p> 	<p>医師の意見書等により 更生相談所が判定 書類判定</p> 
<p>義肢 装具 座位保持装置 電動車椅子 の新規支給</p> 	<p>補聴器 車椅子(オーダーメイド) 重度意思伝達装置 の新規支給</p> 

自治体により
取り扱いが異なる



横浜市では装具の作製も
書類判定を許可

更生用装具の流れ（障害者総合支援法）

来所判定を実施している場所

- 横浜市総合リハビリテーションセンター
- 中山福祉機器支援センター
- 反町福祉機器支援センター
- 泥亀福祉機器支援センター
- 泉区役所



更生用装具の作製について

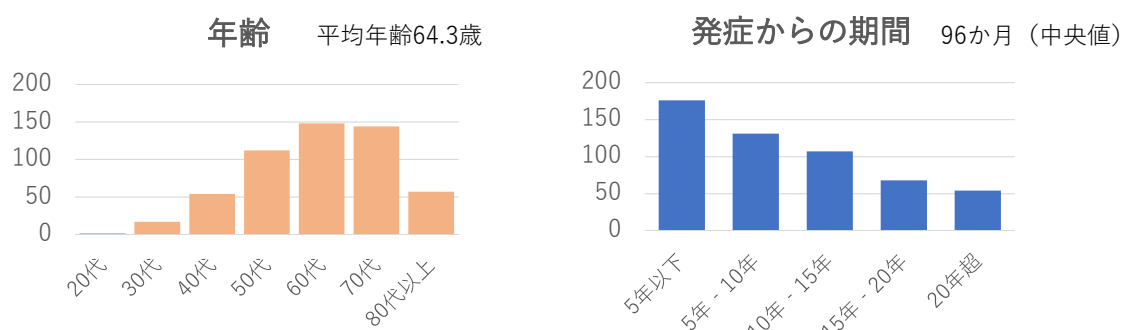
- ・ 来所判定、書類判定のいずれにおいてもまずは区役所での相談が必要。



- ・ 費用については原則補装具費の支給決定後、自己負担分を業者に支払う。

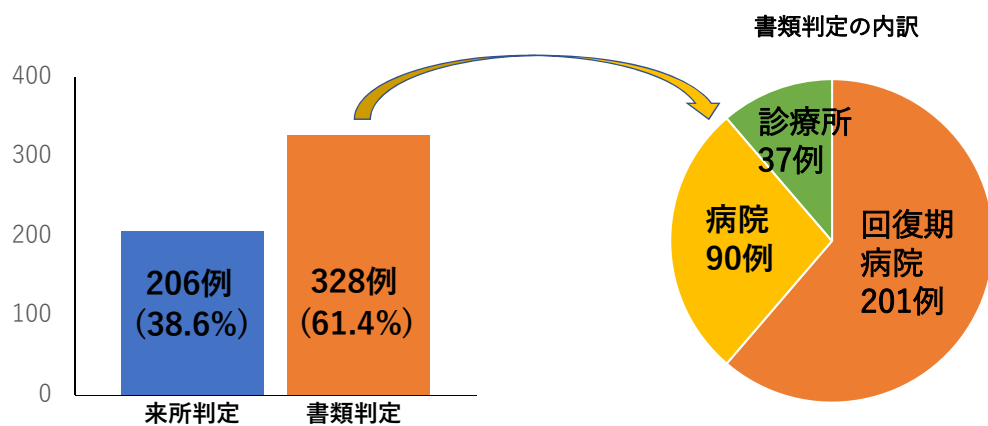
生活期脳卒中患者における 更生用下肢装具作製の実際

平成29年10月～平成30年9月の間で
横浜市において障害者総合支援法で
下肢装具を支給した脳血管障害患者534例のデータ



生活期脳卒中患者における 更生用下肢装具作製の実際

作製機関について



生活期脳卒中患者における 更生用下肢装具作製の実際

更生用装具の再作製について（前回治療用装具のものは含めず）

再作製までの期間

どの種類の装具においても4-5年程度（中央値）で再作製
一方で10年以上経過してからの作り替えは10.6%

再作製時に処方の変更

17.6%が前回の装具と異なる装具を処方されている。

回復期退院後、退院した病院での装具の 再作製割合（平成29年10月～平成30年9月）

